

【卒業の認定に関する方針】

卒業時に期待する学生の姿として校訓に基づき、保育者としての姿を有し、教育理念である「専門性」「人権意識」「自己研鑽」の知識と技術を以って、子どもたちの健やかな成長と発達を促し、地域の児童福祉・幼児教育の発展と向上に貢献できることを求める。

卒業認定は、年度末までに各学年の所定の教育課程を履修し、所定の単位を修得し、特別活動の成績が認められた者について成績会議を経て校長が行い、卒業を認定した者には、卒業証書を授与する。